

お知らせ
介護保険の要介護認定を受けているみなさんへ
障がい者控除・おむつ医療費控除

所得税の確定申告や町県民税の申告に際し、介護保険制度で要介護の認定を受けている65歳以上のみなさんが税控除を受けるための証明書を発行しますので、申請してください。

【障がい者控除】
▼発行証明書 障がい者控除対象者認定書
▼対象者 介護保険法に基づく要介護認定を受けた人

で、日常生活に支障のある方や疾病等により介護が必要な人。なお、身体障害者・精神障害者手帳を持っている人、または以前に証明書の交付を受けた人は申請の必要はありません。

▼持ち物 印鑑
▼おむつ代の医療費控除】
▼発行証明書 要介護認定にかかると主治医意見書の確認書
▼対象者 おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人で、要介護認定を受けて、一定の要件を満たしている場合に、主治医意見書の記載を確認して交付します。

▼持ち物 印鑑
○保健福祉課長寿介護係
☎585・2125

心の健康相談室
あなたは、職場や学校、家族に相談ができませんか？一人で悩まず、聴かせてください。

▼日時 3月17日(土)午前10時から午後4時まで

▼場所 観月台文化センター・第2和室
▼申込方法 電話または保健福祉課窓口で申込みください。※当日の申込みも可能です(午後3時30分受付終了)。
○保健福祉課社会福祉係
☎585・2793

女性のミカタ 健康サポートコール
女性のこころからだの悩み(月経、妊娠、メンタル、更年期障害等)について、最寄りの保健福祉事務所と相談できます。あなたが抱える悩みに保健師が対応します。

▼相談時間 平日午前9時から午後5時
▼相談費用 無料
▼相談窓口 県北保健福祉事務所 専用コール
☎535・5615

自動車の登録・検査の手続きはお早め!
自動車の登録・検査手続きは、毎年3月に集中し、

農業委員会からの お知らせ

2月の農業委員会定例総会は次のとおりです。傍聴においでください。

◆日時 2月16日(金) 午後1時30分から
◆場所 国見町役場 2階 大会議室
◆問い合わせ 農業委員会事務局 ☎585-2890

西根堰土地改良区 農地異動届
伊達西根堰土地改良区費の水利費賦課は、毎年4月1日現在の農地面積を基準に算定されます。平成30年

窓口や車検場が大変混雑します。
名義変更や住所変更、廃車、車検などの手続きは2月中に行うなど、できるだけ早めに済ませていただくようお願いいたします。

○東北運輸局福島運輸支局
☎050・5540・2015

▼届出・問い合わせ 伊達西根堰土地改良区
☎582・2319

▼届出期限 3月23日(金)まで

▼届出が必要な場合
・農地の売買などにより所有者が変わったとき
・地区除外をするとき
・経営移譲や死亡などで名義変更をしたとき
・農地の賃借があったとき(水利費の支払義務者を確認してください)

4月から

変わります 敬老祝金

町では、高齢者福祉の増進を目的として国見町敬老祝金支給条例に基づき敬老祝金を支給していますが、近年高齢化が進展し、対象者数や事業費が今後さらに増加することが予測されることから、条例を改正し、今年4月から支給内容を変更します。この条例の改正は、昨年12月開催の町議会定例会において可決されました。

支給内容変更の主な背景

現役世代の減少による将来的な町税収入の減少が予測される中、

- ・高齢者福祉に係るあらゆる経費の増大が見込まれていること
- ・減少が見込まれる将来世代に対する負担を軽減するため
- ・県内及び近隣市町村と比較して、国見町の敬老祝金が高水準であること など



4月からの支給内容

今年4月から、敬老祝金の支給内容を次のとおり変更します。

現行	① 85歳以上の人に毎年 10,000円	変更後	① 90歳(卒寿)の人に 10,000円
	② 99歳以上の人に毎年 200,000円		② 99歳(白寿)の人に 50,000円
			③ 100歳(百寿)の人に 200,000円※ ※施設入所者は 50,000円

また、敬老会における数え年80歳(満79歳)の人への記念品贈呈を廃止します。

経過措置

- ・9月15日現在で満86歳から98歳までの人(満90歳を除く。)に5,000円を平成30年度から3年間支給します。ただし、支給開始年齢を毎年1歳ずつ引き上げます。
- ・満101歳以上の人に50,000円を平成30年度から3年間支給します。

経過措置	平成30年度	年齢	満86歳~89歳	満90歳	満91歳~98歳	満99歳	満100歳	満101歳以上
		金額	5,000円	10,000円	5,000円	50,000円	200,000円※	50,000円
平成31年度	年齢	満87歳~89歳	満90歳	満91歳~98歳	満99歳	満100歳	満101歳以上	
	金額	5,000円	10,000円	5,000円	50,000円	200,000円※	50,000円	
平成32年度	年齢	満88歳~89歳	満90歳	満91歳~98歳	満99歳	満100歳	満101歳以上	
	金額	5,000円	10,000円	5,000円	50,000円	200,000円※	50,000円	
平成33年度以降	年齢	満89歳以下	満90歳	満91歳~98歳	満99歳	満100歳	満101歳以上	
	金額	廃止	10,000円	廃止	50,000円	200,000円※	廃止	

※施設入所者は50,000円

財源の今後の活用は?

敬老祝金の支給内容変更によって生まれた財源は、既存事業の充実などに活用されます。



すべての世代のみなさんが安心して暮らせる社会を目指します。